

教育あがつま

No. 144

令和元年6月13日発行
吾妻教育事務所
吾妻郡町村教育委員会連絡協議会

「可能性」を高めるために

吾妻教育事務所長 山田 一彦



第3期群馬県教育振興基本計画が策定され、4月から施行されました。その基本目標「たくましく生きる力をはぐくむ～自らの可能性を高め、互いに認め合い、共に支え合う～」からも、今後、子どもたちの生きる力を育むために、「可能性」や「互い」「共に（協働）」等が大切なキーワードの一つと考えます。

子どもたちの可能性を伸ばすためには、学力向上の取組をさらに発展させていくことは言うまでもありません。各学校では、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が進み、子どもたちが主体的に学習を進め、お互いが考えを出し合いながら、共に学力を高め合う取組が展開されています。また、豊かな人間性を育成するため、良好な人間関係を築く力の育成、「考え、議論する授業」を中心とした道徳性の育成等が図られています。子どもたちの「可能性」を高めるため、協働する活動等を取り入れた工夫ある教育活動の充実を、さらに期待したいと思います。

今年度の吾妻教育事務所要覧では、「可能性を伸ばし、共に未来を切り拓ける人づくり」を掲げました。そして、子どもたちの可能性を伸ばすために何が必要かを検討し、各園・学校へは「学校・園経営の重点」をお示ししました。国・県の教育の動向及び吾妻郡の状況等を踏まえて作成しましたので、より一層の園・学校経営の充実にお役立てください。

扶養手当を受給している職員の皆様へ ～ 扶養親族所得額把握のお願い ～

【総務係】

皆さんがよくお使いになる『扶養』という言葉、実は大きくわけて以下の3通りの意味があります。

- 税法上の扶養；所得税・住民税等計算するとき控除
- 保険証の扶養；共済組合員証の被扶養者
- 手当の扶養；扶養手当を受給 *** 今回はこの扶養手当のお知らせです**

扶養手当を継続して受給するためには扶養親族とするための様々な要件を満たしている必要があります。特に扶養親族の所得については所得限度額を超過しないよう注意が必要です。配偶者のパート収入、大学生等のアルバイトなど扶養親族の所得額を常に把握していただきますようお願いいたします。また、扶養親族の状況に変化があった場合には各所属の事務職員に速やかに申し出てください。

以下に主な所得についての留意事項を記載しましたので参考としてください。

☆☆所得についての留意事項☆☆

- 給与所得がある方
原則として月間所得が108,333円以上あると認定取消となります。
賞与が支給される場合は支給額の1/12を支給月の翌月以降の各月に加算したものを月間所得として扱います。
- 年金収入がある方
向こう1年で130万円以上となる年金収入があると取消となります。
遺族年金等の非課税となる年金も含まれます。
- 事業所得、農業所得がある方
確定申告をした時点で130万円以上の所得があると認定取消となります。
事業所得、農業所得は 収入 - 必要経費 = 所得 で計算します。
扶養手当上の必要経費と税法上の必要経費は異なりますので、扶養手当の所得と税法上の所得とは一致しません。

※ 扶養手当上の所得は、所得税法上非課税となる所得についても所得として扱います。